

# ZENKOKU 青税連

1988・7・10

岐阜大会に参加しよう！

商法改悪反対

国会行動終る！

No.79

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会長 新国 信 編集人 広報部長 松葉 美則

# No.79 CONTENTS 1988.7

## 岐阜大会でのエネルギーを、そのまま新 型間接税反対運動へと継続させよう!!

○三たびはねかえそう新大型間接税

——「消費税」は最悪の不公平税制——

会 長 新国 信…………… 3～5



○商法改悪反対

—— 5. 11国会行動

についての報告——

商法対策委員会委員長

益子 良一

…………… 5～7

○もの言わぬ税理士会に

——日税連組織の改編について——

法対策部長 辻村 祥造…………… 8

○岐阜大会への参加御案内…………… 9～12

# 三たびはねかえそう新大型間接税

——「消費税」は最悪の不公平税制——

会 長 新 国 信



売上税反対運動の余韻がまだのこり、創立20周年記念大会の爆発的盛り上がりのなかで第21代会長に選出されてから早や1年になろうとしている。

この機会にこの1年間の全青税活動をふりかえって主な活動である商法と税制改革問題にしぼり述べてみたい。

## この1年の内外の主な動き

まず政治面では、国際的にはレーガン、ゴルバチョフ会談によりINF削減交渉の進展がみられたこと、国内では、5年間続いた中曽根内閣から竹下内閣へと政権がバトンタッチされた。

経済面では、依然として続くアメリカの貿易・財政のいわゆる「双子の赤字」、国内での円高不況から円高景気への様変わり、首都圏をはじめとする地価の暴騰、株の暴落とその後の反騰など。

また、税制や税理士制度に関する動きでは、昨秋の臨時国会でのマル優廃止の成立、大型間接税導入をめざす税制改革論議の展開、税理士制度の変質につながる商法「改正」——特に調査人調査制度——の進展など内外とも大きく変動した年であった。

## 商法「改正」はどこまできているか？

京都大会の頃は、法制審で要綱案づくりが進行している状況であったが、その後、本年3月には要綱案が発表され現時点での骨格が示された。その特徴は一口で言えば、改正試案の線を維持してそこには100余団体等から寄せられた意見を組み入れたものは見受けられない。しかし①最低資本金、②決算書の公開、③調査制度、④取締役等の責任強化の4点については、各界からの反対が多かったことを考慮し、その具体化を先送りしている点が注目される。

その後の稲葉審議官の論文等を見ても、調査制度の導入ができないからといって商法改正全体をやめることはありえないと述べ、調査制度について税理士会がぐずぐずしていれば積み残して

発車するぞとばかり、ある種の恫喝をかけてきている。また法務省筋によると、商法改正で二つのことは譲れないとしているが、二つのこととは決算書の公開と最低資本金のことと思われる。

日税連商対委員会の勉強会などで、同審議官が調査抜きでの公開でも、それなりの自己規制が働くことが期待できると言っていることからみても公開問題はそれなりに重視していると思われるからである。

## 日税連の対応

ところで日税連の対応であるが、商対委員会は片岡会長から諮問された調査制度に関する事項について精力的な討議を行い、中間答申、当面の具体的指針を決定したことは会報等でご承知のことと思われる。現在、商対委員会の中に、具体的調査基準づくりのための小委員会（正副委員長と学者計8名で構成）をつくりそこでの検討に委ねている。

一方、稲葉審議官は、日税連の正副会長会に出席したおり、改正スケジュールにふれ、来春の国会上程をめざしているという従来の主張をくりかえしつつ、状況に応じて一年先送りの可能性も示唆している。いずれにしても今後の動きに注目してゆかなければならない。

## 全青税のとりのくみ

全青税でのこの一年の商法の取り組みをみると、日税連商対委の傍聴、質問書の提出、会員向けキャンペーンビラNo.1～3、中小企業向けのパンフレット作成などを行ってきた。またEC諸国における公開・調査の実情を調べるためヨーロッパ商法視察団を結成して本年10月派欧をめざし準備を開始した。

また東京青税が、東京地区の専税協、新人会などで行っている「商法懇談会」に参加し、すでに中小企業団体幹部を招いて懇談会を開催している。

5月11日に、全青税が行った国会陳情行動には

全国九単位青税から50余名の会員が参加し、衆・参法務、商工委員の先生に商法改正の問題点を訴えた。行動後の集会には、稲葉誠一、早川勝、坂上富男（以上社会党）、中村巖、山田英介（以上公明党）、橋本敦（共産党）、太田誠一（自民党）代理の諸先生方が出席し激励の言葉をいただいた。なお民社党の先生方は集会に参加してないが、私が西川進元会長らと政審室に申入れにお邪魔したときに長時間にわたり懇談し理解をいただいた。

いずれの党も未だ商法改正に組織的な取組みを開始しておらず我々の積極的働きかけがもっとも必要であることを痛感した。

また同日には、主な中小企業団体（日商・中央会・法人会・団体連盟）にも申し入れを行ったが各団体とも大型間接税への対応などが急がれており商法問題への取組みが遅れていることが確認された。前掲の東京における「商法懇談会」は中小企業団体幹部を招いて2度目の懇談会の準備をしつつあり、この取組みをさらに強化することが求められる。

### 「消費税」導入に反対する活動

昨年9月の臨時国会でマル優が廃止された。マル優廃止については全青税では十分な論議がされていなかったが、事の緊急性のために近畿青税の代表とともに国会陳情を行った。特に一律分離課税は税務行政の便宜のみ考慮した不公平なものであることを主張し、総合課税こそあるべき姿であるとの陳情を行った。結果として法律の付則に5年後には総合課税の移行を含め課税のあり方を検討することが盛りこまれた。

ところで新「消費税」導入をめぐる動きであるが、自民党は6月14日、税制改革大綱を決定した。それによると

- ①累積課税排除型の日本型一般消費税（帳簿計算方式）で名称は消費税
- ②免税業者は3,000万円以下（全事業者（600万）68.2%は免税）
- ③簡易課税は5億円以下（全事業者96.7%は簡易課税適用）
- ④非課税取引は土地・金融・保険・証券・輸出・医療・福祉・教育などに限定
- ⑤税率は3%
- ⑥3,000万～6,000万は限界控除制度を適用

となっている。

中曽根内閣のときの売上税とちがい、今回は竹下首相の得意とする根まわし型をとっていることもあり、国民や業者の間に導入認容の雰囲気醸成し出されている。しかし実際にその細部が明らかになり、各界への影響試算などが示されれば前回のよう大きな運動にすることも十分可能と考えられる。

新「消費税」は、食料品等にも課税することとなるため逆進性が強く、世界に例のない最悪の不公平税制となる。また簡易課税制度の適用を年商5億円以下にすることにより、この税制は付加価値税ではなく取引高税となってしまうという別の不公平の問題が生じ、国境課税の調整にも不明確な点をつくり国際的批判をうけることは必至であろう。私たちの顧問先にとって最大の関心事は、やはり税の転嫁が可能かどうかということであろう。売り手と買い手の綱引きは中小企業においては買い手が強いのが当然であり税の転嫁は容易ではない。とりわけ競争の激しい流通業界の危機感は非常に強い。

先の売上税では、その名称から業者に課税されるとの印象がつよく、このため業者が反対運動に立ちあがった面があるが、今度は消費税ということで消費者が反対運動の先頭に立つことになるのか、簡易課税の拡大で取引高税的となることで業者がどれだけ反発するか、業者と消費者が運動でどれだけ提携できるかがカギとなろう。

我々は両者にとって大変な税制であることを声を大にして叫ばなければならない。

一方、自民党税調は減税規模を5兆円超とし、「消費税」を導入する交換条件として戦術をたててきている。この減税規模に幻惑される納税者の存在を十分意識しておかなければならない。消費税の税率が3パーセントになったことで、当面の増減税分岐点は明らかになるが、問題は導入当初の税率ではなく将来引上げられるところの税率である。こうした視点（将来の税率引上げ）は、現在の国家財政の状況と今後の才出増の傾向から必然的なものとしていくことが必要である。

政府は7月中旬に臨時国会を招集して秋までにはその成立を期すとしているが、全青税は全力をあげてそれを阻止しなければならない。そして私たちの運動は税の専門家にふさわしいものとして

その知識を生かし、先の売上税反対運動で行った各種団体の勉強会の講師活動やポスター、パンフなど宣伝活動を教訓とし、税理士を国民に近づける一つの行動として位置づけて取組まねばならない。

全青税では、現在法対策部と大型間接税対策委員会で意見書作成、パンフレット等の作成を準備しつつあり、改正大綱が明らかにされた今これらの宣伝資料の準備を待つことなく、具体的行動にとりくみたい。

当面急がなければならないのは、内部での勉強会である。今後の消費税導入は、他の税目の改革

とセットとされているため、それに目を奪われてしまうと消費税反対の視点がボヤけてしまう危険性がある。我々は、今次改革の真の目的が消費税の導入にあることを正しくとらえ、そこにマトをしぼって論議をすすめるべきである。いずれにしても各単位青税の具体的取り組みにおいてある程度のちがいが出るのはやむを得まいが、我々自身が事業者として、また消費生活者として受ける具体的負担の問題とともに、専門家として顧問先企業や国民全体にその問題を訴えてゆかなければならない。それが今求められている専門家としての社会的使命であろう。

## 商 法 改 悪 反 対

### —— 5. 11国会行動についての報告 ——

商法対策委員会委員長 益 子 良 一



#### 1. 陳情活動の報告

去る5月11日に、全国各地から50名近くの青税会員の参加を得て、衆参両院の法務委員会及び商工委員会の委員の先生方を中心に、商法改悪反対の陳情活動を行った。



〈要請行動前の入念な打合せ〉

当日は、各党の商法問題政策担当者へも陳情を行うと同時に、中小企業家団体へも、商法改悪反対運動に対する協力をお願いを行っている。

社会党、公明党及び共産党からは議員の先生方が駆けつけてくれて、商法問題に対する現在の進行状況などを詳しく話してもらえ、また意見交換をとおして我々の立場を説明することができた。

今回の陳情活動は成功裡のうちに終了することができたと考える。

そして、この陳情活動は、これからの反対運動

の端緒であるといえよう。

#### 2. 議員の先生方の発言内容

各議員の先生方の発言について、私なりに整理して報告したい。

##### 稲葉誠一議員

(コメント)

稲葉先生は意見交換の場にも参加してくれて、「商法はこのままの段階ではだせない。」と発言なされ、「それはどういう意味か」との会員の質問に対し、「現在国会に上程されている拘禁二法とのからみである。」と言われた。

また、「法務省は二つの線はゆずれないとしている。」と言われたが、考えるに、「公開と最低資本金」のことではなからうか。

また一昨年(1986)の11月号の中央公論に掲載された中曾根論文は読むと参考になると示唆されている。

(発言要旨)

- ①法案として来年提出されるか否か未定である。
- ②税理士会からは、5億円と200億円の線はくずさないでもらいたいとの要請がある。
- ③社会党内部では、まだ商法問題について討議されていないのでみなさんの意向を聞きたい。
- ④税理士会は商法問題で一本化してもらいたい。
- ⑤青税の研究成果を前もって教えてもらいたい。
- ⑥別の機会に勉強会の場を設けてもらいたい。

時期としては臨時国会のはじめに勉強会をやりたいがどうか。

**中村岩雄議員**

(発言要旨)

- ①来年上程されるか未定である。
- ②党(公明党)としての態度はまだ決めていない。
- ③個人的には、大小会社区分、監査の問題、公開など問題があると思う。
- ④監査とも調査ともつかないのは認められないのではないかと。まして税理士の仕事とは相いれない。



〈熱心に行動予定に聞き入る〉

いだろう。

- ⑤税理士会の意見が不統一である。
  - ⑥商法問題に着手しなければならない時期にきている。
  - ⑦法案ができてからでは遅すぎるので、その前に結論をだす必要がある。
- 参考となる文書をまとめてもらいたい。

**坂上富男議員**

(コメント)

坂上先生は、3月23日に開かれた衆議院法務委員会、商法改正問題について質問されて、藤井正雄法務省民事局長の答弁をひきだしてくれている。(質疑内容は、税理士新聞第511号昭和63年5月5日号を参照されたい。)

(発言要旨)

- ①商法改正について立法作業中なので、その段階で意見を反映させなければならない。
  - ②みなさんの要望事項を国会の場で質問すれば、法制審議会商法部会の各委員は読まざるをえない。
  - ③取締役の責任強化の問題について、「責任を過重にすべきでない。」という意見と弁護士会の考え方があつた。
- とくに調査制度の導入は、責任過重がでる。

④意見の統一は大事だけれども、日本経済の根幹となる商法をどう考えるかが大事である。

⑤国会でとりあげたいので、みなさんの勉強の結果を教えてもらいたい。

⑥商工委員会や大蔵委員会へも影響があるので、それらの議員の先生にも商法改正の問題点を知ってもらう必要がある。

**橋本敦議員**

(発言要旨)

①今回の商法改正は、日本経済をささえてきた中小企業の切り捨てであり、それに反対する主張は、(共産党として)基本的には賛成である。

**山田英介議員**

(発言要旨)

- ①今回の商法改正は問題が多い。決算書の登記所公開が、取引の安全となりうるか疑問である。
- ②税理士が会計調査人となると、納税者の代理人から監査人となってしまふ。税理士制度と会計調査人とは相いれないのではないかと。

### 3. 発言を聞いて

以上が国会議員の先生方の私なりにまとめた発言要旨であるが、今後の運動を進めていく上で参考となる点についていくつか述べてみたい。



〈青税の主張を説明〉

まず第一点として、商法改正法案が再来年の春の上程ということになれば我々にとって反対運動を行う時間が与えられたということである。(もちろん来年春の上程という事態も考慮にいれて反対運動を進めなければならないが)

二点目として、まだ各党とも商法問題についてそれほど深く検討しているわけではなく、ある面で

は白紙の状態にあるといえよう。

そして議員の先生方は、商法改正が中小企業や国民にとって具体的にどういう影響を与えるか非常に関心をもっている。

我々税理士は、中小企業と一番密接に結びついているので、各単位青税は、地元の各党の国会議員の先生方と懇談する場を設けて、現場の立場から今回の商法改正のもつ問題点を訴えていく必要がある。



〈陳情書を手渡す〉

三点目として、法案となってしまうと、その内容を変えるということが非常にむずかしいということである。

ということは、国会に上程させないための運動が必要となってこよう。

商法改正問題は、我々税理士業界の職域拡大というような短小化された問題ではなく、日本経済にどのような影響を与えるのか、そしてそれを下からささえている中小企業にどのような影響を与えるのかという視点から運動を進めていかなければならない。

そのためにも中小企業家団体との連帯を含めた広範な国民的運動に高めていく必要がある。

#### 4. 今後の活動予定

商法対策委員会では夏の全国大会で、一分科会を担当し、「商法それぞれの立場から」として、当事者である中小企業家、債権者の代理人となることが多い弁護士、現在監査を行っている公認会計士そして昨年ヨーロッパで監査制度を視察してきた税理士と、各立場のパネラーの報告をもとに多角的な観点からのパネルディスカッションを予定している。

これによって、今回の商法改正のもつ具体的な



〈先生によろしく!〉

問題点を浮き彫りにしたいと考えている。

また、欧州商法視察団を編成して10月にイギリス、西ドイツ及びフランスの監査制度の実態をみってくる予定である。

昨年1月から「公開・監査」が義務づけられた西ドイツの実態、監査制度発生の地イギリスの状況、そしてEC圏で独特な位置づけにあるフランスの監査の状態をつぶさみにみてきて資料集にまとめたいと考えている。

今回の陳情行動を通して先にも述べたように国会議員の先生方は「現場の声」「具体的な影響」というものを非常に重視していると感じた。



〈ぜひ、商法改正反対を〉

そういう意味で、この二つの企画はぜひ成功させて有意義に活用したいと考えている。

#### 5. 阻止に向けてがんばろう

我々青年税理士は、終生の職業として、納税者の代理人として納税者の権利を守る税理士という職業を選んだ。その税理士制度を変質させ、中小企業に過重な負担を強いるようは商法改悪を我々は断じて許すことはできない。

商法改悪阻止に向けてがんばろうではないか。

# もの言わぬ税理士会に

## ～日税連組織の改編について～

法対策部長 辻村祥造



### はじめに

本年4月13日付けで、日本税理士会連合会（以下日税連という）会務制度委員会は同会会長に対し、「部・委員会等組織の見直しについて」という答申をおこなった。

現行の日税連の9部3委員会5特別委員会（税制審議会を含む）を9部1委員会2特別委員会に改めるものであるが、次のような内容となっている。

### 1. 分掌機関等の改編について

(現 行)	(改編案)
総 務 部 ( 5 )	同 左
経 理 部 ( 4 )	〃
広 報 部 ( 8 )	〃
制 度 部 ( 9 )	〃 ( 7 )
調 査 研 修 部 ( 15 )	調査研究部 ( 7 ) 指導研修部 ( 14 )
税 務 援 助 対 策 部 ( 14 )	同 左
綱 紀 監 察 部 ( 14 )	〃
登 録 調 査 部 ( 9 )	〃
事 業 本 部 ( 7 )	廃 止
会 務 制 度 委 員 会 ( 14 )	同 左
デ ー タ バ ン ク 委 員 会 ( 10 )	廃 止
業 務 対 策 委 員 会 ( 9 )	〃
商 法 対 策 特 別 委 員 会 ( 23 )	同 左
ニ ュ ー メ デ ィ ア 対 策 特 別 委 員 会 ( 6 )	廃 止
法 対 策 実 行 本 部 ( 153 )	同 左
税 制 審 議 会 ( 24 )	廃 止
税 制 改 革 対 策 特 別 委 員 会 ( 7 )	〃
計	(331人) (272人)

(注) 1. ( )内数字は、委員の数を示す。ただし部長、委員長を除く。

2. 分割及び廃止はいずれも昭和64年7月に招集する定期総会終了の時を目途とする。

この分掌機関等の改編の目的とするところは、その答申より抜粋すると

1. 分掌機関等の分掌事項の重複、競合部分の調整
2. 定数及び分掌機関等の名称並びに各税理士会との調整及び整合性

3. 日本税務研究センター等関係諸団体の有効活用と本会分掌機関等との調整 となっている。

確に調査研修部を調査研究部（租税制度及び税務行政についての研究）と指導研修部（会員の研修）に分割することなどは分掌事項の明確化を促進し各税理士会との整合性にも資することとなる。

しかし税制審議会、税制改革対策特別委員会の廃止などは、税制、税務行政に対する税の専門家としての発言を、自ら封じ込めようとするものであり、「税理士法第一条の解釈統一」の問題を所信として表明した片岡日税連会長が、今度は日税連の組織を改編し、その税務行政の下請機関化を一層進めようとしているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

### 2. もの言わぬ税理士会に

税制審議会は税制並びに税務行政にする建議（税理士法49条の10）を目的として設置されている。その委員の選任、またその答申の内容については従来より我々は問題が多いと考えてきたが（「税制審議会の答申内容差し戻しに関する要望書」・全国青税・昭和62年8月など）、これらの機能を日本税務研究センター（以下「日税研」という）に移譲する考えである。

また税制改革対策特別委員会、ニューメディア対策特別委員会は設置要領に基づき、昭和64年7月の定期総会にて廃止の予定であり、いずれ商法対策特別委員会も同じ運命を辿るであろう。

さらに、各税理士会との組織の整合性上、当然に各税理士会のこれら委員会は廃止されて、結果として税理士会が上部から下部まで税制並びに税務行政に関して、税の専門家として思考し、発言する機能が大幅に縮減されることになる。

大型間接税の導入をはじめとする抜本的な税制改革問題、第3次商法改正問題など、税理士会に求められる役割が増々大きくなりつつある今日、この流れに逆行して打ち出された諸委員会廃止の答申には、税理士制度を税務行政下請機関化しようとする意図が明らかに見えているのではないだろうか。



## 第21回 岐阜大会への参加御案内

岐阜県青年税理士連盟 会長 浅野 洋

全国の青税の皆さんこんにちは。

さて、このたび21世紀への新たな第一歩として昭和63年8月6日から9日まで岐阜県青年税理士連盟の担当のもとに第21回全国大会を岐阜の地で開催することとなりました。

この季節、岐阜では鶺鴒のシーズンたけなわであり、さらに本年7月8日から9月18日までは岐阜県を中心として「未来博88」の開催も予定されています。総会、及び懇親会の会場を予定している岐阜グランドホテルは、この鶺鴒で有名な長良川河畔にあり、対岸の金華山頂には「国盗物語」で話題となった斉藤道三の居城・岐阜城を望むことができます。

また、オプションツアーも岐阜県内を中心として、魅力的な名所・旧跡めぐりを計画しております。

古くは織田信長が、中国の故事に倣って岐阜と命名し全国統一の足がかりにしたといわれる「岐阜」において、私達青年税理士が若き日の織田信長のように大志を抱き21世紀へ向かって前進するための橋頭堡となるべく、来る第21回全国大会に向けて全力をあげて取り組み、全国からお越しいただいた青税の皆様は岐阜の昼と夜の姿を見て頂きたいと存じます。

全国大会当日の来岐を心からお待ち申し上げます。

## 観 光 の 御 案 内

### ○日帰りコース（8月8日）

#### A. 中部未来博と明治村の旅

ホテル——中部未来博——明治村(昼食)——名古屋駅  
8:30      8:50~10:50      12:00~14:30      15:30

(インフォメーション)

明治村は明治時代の代表的な建造物が全国から移築され、未来から明治時代へのタイムスリップ体験コース。

#### B. 中部未来博とリトルワールドの旅

ホテル——中部未来博——リトルワールド(昼食)——名古屋駅  
8:40      9:00~11:00      12:00~14:30      15:30

(インフォメーション)

リトルワールドは世界各国の民族文化が体験でき、特に民族博物館は一見の価値あり。

#### C. 中部未来博とやな場での鮎料理の旅

ホテル——中部未来博——やな場(昼食)——谷汲山華厳寺——岐阜羽島駅(新幹線)  
8:50      9:10~11:10      12:00~13:00      13:30~14:30      15:30

(インフォメーション)

新四国巡り最時の札所、谷汲山華厳寺の歴史探訪と鮎料理グルメコース。

#### D. 中部未来博と川魚料理の旅

ホテル——中部未来博——川魚料理(なまず他多数)——養老の滝——岐阜羽島駅(新幹線)  
9:00      9:20~11:20      12:00~13:00      13:30~15:00      15:30

(インフォメーション)

「滝の水が酒に変わった」という伝説の名滝と食べてビックリナマズ料理コース。

○一泊二日コース (8月8日、9日)

古都高山と奥飛騨の湯の旅

第1日 (8月8日)

ホテル——郡上八幡——奥美濃有料道路——高山・飛騨の里(昼食入場)

8:20

12:00~13:30

——高山市内観光——下呂温泉(泊)

13:30~15:30

16:30

第2日 (8月9日)

下呂温泉——竹原文楽——やな場鮎料理——名古屋駅

9:00

10:00~11:00

12:30~13:30

16:30

中部未来博

**未来博88**  
 ●昭和63年7月8日~9月18日(73日間) ●岐阜市長良川畔  
 1 3 各県中部未来博覧会協会

ドキドキイベント、パワー全開で進行中です。

富田 宇宙サウンドコンサート  
 山梨県立博物館  
 山梨県立博物館  
 山梨県立博物館  
 山梨県立博物館  
 山梨県立博物館

前売入場券発売開始 (7月10日)

- スカイマックス未来館
- パノラマ中部館      ● 山東竜館
- 岐阜市パビリオン   ● 世界の占い館
- プレイランド
- 富田勲・宇宙サウンドコンサート      などなど

■ 楽市楽座——信長が開設したと言われる「自由市場」の「楽市楽座」を再現。世界のグルメとショッピングが楽しめます。

■ ふるさと日本一まつり——各市町村に受け継がれてきた郷土芸能が連日上演されます。また、ふるさとの名品・逸品を展示・即売します。

**感動と興奮! 楽しい出**

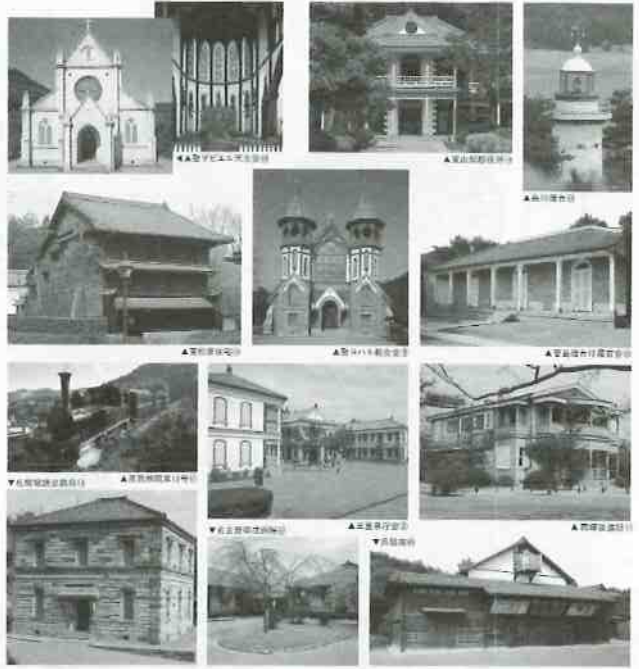
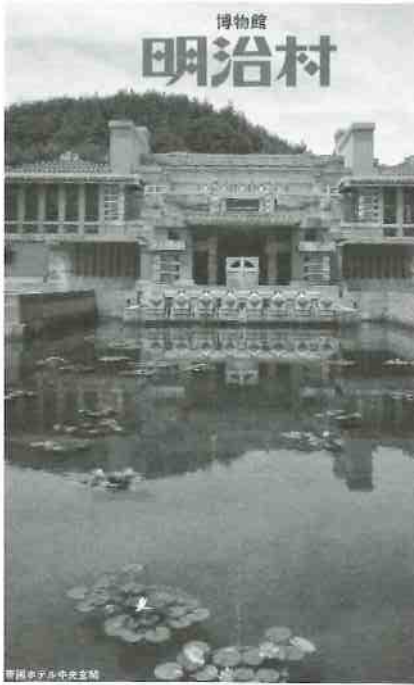
● スカイマックス未来館  
 岐阜県内最大の観覧車、20メートルの高さから眺める岐阜県と日本の風景が、まるで空中散歩のようで、感動と興奮が止まりません。

● パノラマ中部館  
 中部の各市町村の自然と文化を、パノラマで体験できます。中部の歴史と文化を、パノラマで体験できます。

● 山東竜館  
 中国・山東省の歴史と文化を、パノラマで体験できます。山東省の歴史と文化を、パノラマで体験できます。

# 明治村

明治時代のいろいろな建物を、元の場所から移し建てて、後世に伝えるために大切に保存し、訪れる人たちに明治の文化や生活を理解してもらうことを目的とした野外博物館です。広い村内に並ぶ建物は明治の心を象徴しています。



リトルワールドは、世界各地から集めた豊富な民族資料と移築・復元されたさまざまな家屋を通じて、世界の人々の暮らしと文化を理解していただくとする、世界にも

## 野外民族博物館

# リトルワールド

類のない野外民族博物館です。また、館内のレストランには珍しい民族料理も用意されています。見て、食べて、遊びながら、さまざまな異文化体験をお楽しみください。



◀ フランス アルザス地方の家

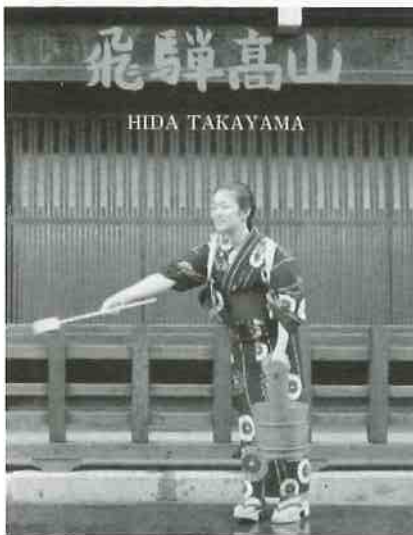
鮎料理

谷汲山華嚴寺

(仁王門)



養老の滝



高山飛騨の里

